

日立市避難行動要支援者名簿 運用指針(支援者用)



日 立 市

もくじ

	ページ
はじめに	
・ 基本原則	1
1 避難行動要支援者名簿について	2
（1）名簿に記載される対象者	
（2）円滑な支援のために	
（3）情報提供（名簿記載）の基本的な流れ	3
・ 記載申出書の記載を依頼するときに	
2 災害時の支援体制について	4
・ 支援者は何をすればいいの？	
・ 市とコミュニティの役割分担	5
・ 地域の連携が大切です！	
・ ローカルルールを作りましょう	
3 平常時の支援体制について	6
・ ほぼ健康な方への対応について	
・ 介助が必要な方への対応について	
・ 避難行動要支援者名簿とあんしん・安全ネットワークとの関係	7
（1）あんしん・安全ネットワークについて	
（2）ひとり暮らし高齢者基本台帳について	
4 コミュニティにおける地域の連携、名簿の活用の事例	
（1）埴山学区住みよいまちをつくる会	8～9
（2）日高学区市民自治会	10～11
5 資料編	
（1）日立市避難行動要支援者名簿取扱要領	12～14
（2）避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要（内閣府）	15～16
（3）避難情報の概要（内閣府）	17
（4）要支援者への配慮	18
（5）日立市災害時等要援護者台帳に係る運用指針等検討委員会要綱	19

はじめに

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大規模災害を通じて、高齢者や障害者を始めとする自ら避難することが困難な方に対する支援の必要性が、明白となっています。

こうしたことを踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正し、それまでの災害時要援護者は、避難行動要支援者と改められて同法に規定されました。

また、本市では、安否確認や避難支援を円滑かつ適切に実施するため、同意のあった方の情報を、学区・地区コミュニティや民生委員の皆様、市社会福祉協議会と共有してきたところです。

最大の目的は人命を守ることであり、まず、家庭内での「自助」を考える必要がありますが、地域の皆様による「共助」は、大きな役割を担い、初動対応に必要不可欠です。

この指針は、避難行動要支援者名簿の運用による支援体制などについて、災害時だけでなく、平常時からの基本的な考え方をまとめたものです。

支援体制づくりや支援体制の更なる充実を図るため、この指針が活用され、各地域において実情を踏まえて話し合いが進められることを期待します。

基本原則

キーワードは

地域の連携



災害発生時にはチームプレーで対応すること（組織的対応）が必要不可欠であることから、「地域の連携」を基本原則とします。

1 避難行動要支援者名簿について

- ・ 避難行動要支援者名簿は、高齢の方や障害がある方などのうち、災害時に自ら避難することが困難で、何らかの手助けを必要とする方の名簿をいいます。
- ・ 災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年4月1日から施行されたことにより、それまでの災害時要援護者台帳から制度が変更されました。
- ・ 日立市では、法律に基づいて、要件に該当する方の名簿を保管しており、避難支援をより円滑に行うため、同意があった方の情報を学区・地区コミュニティ、民生委員、市社会福祉協議会へ提供しています。

(1) 名簿に記載される対象者

次の方が対象です。

- ア 緊急通報システム(市消防本部へ直接通報できる機器)を設置している方
- イ 介護保険要介護3以上で在宅の方
- ウ 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方
- エ 療育手帳(最重度・重度)の交付を受けている方(知的障害のある方)
- オ 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方
- カ 65歳以上のひとり暮らしの方(希望する方のみ)
- キ 上記以外で、自力で避難することが困難な方

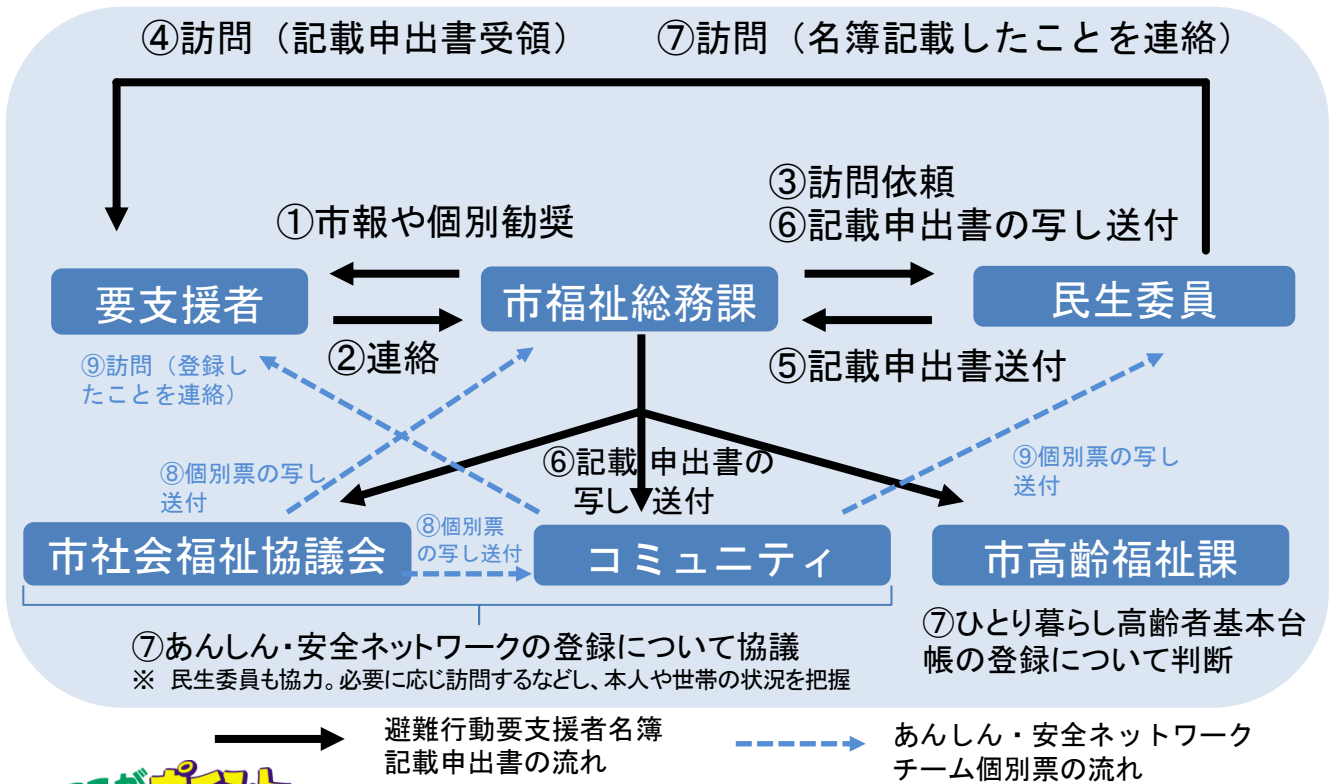
これらの方々が同意した場合は、市から学区・地区コミュニティ等へ情報を提供します。

なお、災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、名簿に記載された方の生命または身体を災害から守る必要が特にあるときは、学区・地区コミュニティ等のほか、消防や警察などへ、同意の有無にかかわらず、情報を市から提供することが認められています。

(2) 円滑な支援のために

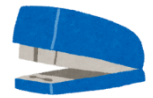
- ・ 支援のために必要な個人情報を、市と学区・地区コミュニティ、民生委員、市社会福祉協議会が共有しておくことが重要です。
- ・ 要件を満たす方へ、個人情報の提供についての同意を勧めてください。
- ・ 普段から、支援を必要とする方と支援する側との間で、信頼関係を築いておくことも大切です。

(3) 情報提供(名簿記載)の基本的な流れ



ここがポイント

- ・ 避難行動要支援者名簿とあんしん・安全ネットワークの両方に登録した場合、コミュニティと民生委員は記載申出書の写しとあんしん・安全ネットワークチーム個別票の写しを、一対にして保管します。
- ・ 記載申出書の写しは、鍵がかかる引き出しに保管するなど、盗難、紛失などのないように適切に保管しましょう。



記載申出書の記載を依頼するときに

初対面の場合、相手も緊張しています。やさしい笑顔で相手に安心感を与えるようにしましょう。

記載申出書は、その場で書いてもらうか、記入を依頼し、後日取りに行きます。自ら記入することが困難な方については、聞き取って記入してください。

制度の性格上、要支援者との間で、信頼関係を築くことが大切です。どんな方に対しても公平に対応し、要支援者が話しやすい雰囲気をつくるように心がけましょう。



支援が必要と思われる人の登録もれに気づいたら制度の概要を伝え、名簿記載を勧めましょう！

なお、避難支援においては、支援者（学区・地区コミュニティ、民生委員、近隣協力者）本人とその家族の安全を守ることが最優先です。「名簿記載したからといって、必ず支援を受けられることを約束するものではない」ということを、あらかじめ伝え、理解してもらいましょう。

2 災害時の支援体制について

支援者は何をすればいいの？

「可能な限り」避難行動要支援者名簿の情報を基に、要支援者の安否確認を行い、必要に応じて避難所へ誘導します。

まずは自分自身
と家族の安全確保
が最優先です。

災害発生！安全な場所へ！！

「可能な限り」
自分の担当する
要支援者の安否
確認を行います。

※ 危険を伴う活動は専門機関が実施します。

必要に応じて、
避難所へ誘導し
ます。

※ 福祉避難所の開設は、別途決定するため、まずは最寄りの避難所へ

結果報告



※ 避難所に配置されている市職員に報告するほか、結果報告に関するローカルルールを決めておきましょう。
※ 長期化する場合、飲料水、食料などの配布への協力をお願いすることが考えられます。

※ 災害時における要支援者への支援は、支援者の善意により成り立つものです。
したがって、災害時に支援者が要支援者を支援できなかったとしても、法的な責任は発生しません。

市とコミュニティの役割分担

◎:主体 ○:協力

役割	市	コミュニティ	内容
避難所までの避難誘導	○	◎	・ 可能な限り、要支援者に声を掛け、避難所までの避難誘導に努めます。
避難していない要支援者の安否確認	○	◎	・ 支援者と協力して、避難していない要支援者の安否確認を行います。 ・ 安否確認の方法は、電話、訪問など状況に応じます。
安否が不明または救助が必要な方があった場合の対応	◎	○	・ 地域の中で安否が不明または救助が必要な方がいた場合、避難所に配置されている市職員に報告します。

※「防災ハンドブック コミュニティ版」より

地域の連携が大切です！

災害発生時にはチームプレーで対応すること(組織的対応)が必要不可欠です。

支援は幅広い関係者で取り組みます。

支援者は複数必要です。(支援者が外出中のときもあるため)

民生委員、学区・地区コミュニティ、近隣協力者、要支援者との間で常日頃から連携し、地域の役割分担を明確にし、災害発生時に対応できるようにしましょう。

安否確認情報の集約方法についても、あらかじめ決めておきましょう。

ローカルルールを作りましょう



- ・ 海の近く、山の近く、川沿いなど、さまざまな地理的条件があり、地域により、リスクはさまざまです。
- ・ 地域ごとに役割分担も異なり、近所の関係にも差があります。
- ・ そのため、災害時の取り組みについても地域ごとに、さまざまなケースを想定する必要があります。
- ・ 地域の特性を踏まえた上で、災害時の行動の基となるものをつくっておきましょう。それが、災害時の円滑な避難支援につながります。

3 平常時の支援体制について

ほぼ健康な方への対応について

「自助」の必要性！

- ・ ほぼ健康であっても、「名簿記載することで安心して生活ができる」という理由で名簿記載を希望する方については、自助の方法を探りましょう。
- ・ 現時点で特に健康上問題がない方や、親族が近隣に居住しているような方については、自助の方法を探りましょう。
- ・ 安心できるように、適切な避難所への移動手段、ルートなどについて、事前に確認しておきましょう。
- ・ 現時点では自助で対応できる方でも、状況は変化します。気軽に相談できるような信頼関係を構築しましょう。

介助が必要な方への対応について

「共助」の必要性！

- ・ 要支援者と、支援者の間でよく話し合い、災害発生時の対応について、役割分担などを決めておきましょう。
- ・ 障害がある方、要介護認定を受けている方は、様々な配慮や柔軟な支援を心掛ける必要があります。体調、要介護度、障害の程度、家族の状況など、日頃の状態を把握しておきましょう。
- ・ 平常時から見守りを行うために、あんしん・安全ネットワークの登録も勧めましょう。

～「自助」、「公助」、「共助」とは～（防災・減災の視点から）

○自助とは

「自分の身は自分で守る」活動のことです。

例えば…

- ・ 自宅に安全な空間をつくる。
- ・ 水や食料を備蓄する。

○公助とは

市や県や自衛隊などの活動のことです。

自助

公助

共助

○共助とは

「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」活動のことです。

例えば…

- ・ 避難誘導などをする。
- ・ 火が出たら協力して初期消火

避難行動要支援者名簿とあんしん・安全ネットワークとの関係



災害発生時に支援が必要な方は、平常時の生活上でも課題を抱えていることがあり、対象者の多くは重複しています。

(1) あんしん・安全ネットワークについて

- ・ ひとり暮らしの高齢の方、高齢の方のみの世帯、障害がある方など、何らかのサポートが必要な方を民生委員、学区・地区コミュニティ関係者、近隣協力者などの複数の支援者が支えるチーム活動です。
- ・ 日立市内の23学区・地区コミュニティがそれぞれ活動しています。
- ・ 事務局は市社会福祉協議会です。

お宅訪問活動

- ・ 支援者の方々が、対象者と定期的に顔を合わせることで、暮らしに関する様々な課題の「予防」や「対策」につなぐことができます。
- ・ 訪問することで、健康状態に変わりはないか、困りごとはないかなど、状況を常に把握し、要支援者を孤立させないようにします。

中には「訪問しにくい…」という声も。
そこで年4回、日立市指定のごみ袋を配布しながら要支援者宅へ伺います。

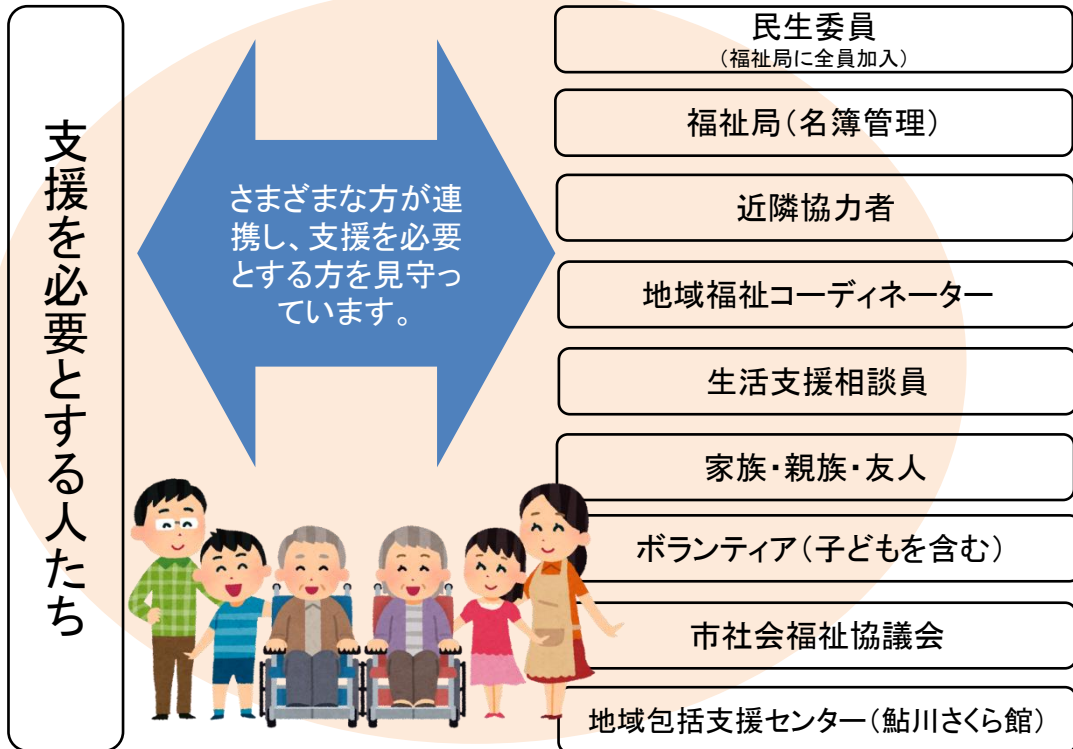
(2) ひとり暮らし高齢者基本台帳について

地域でひとり暮らしをする高齢の方の情報を市高齢福祉課、地域包括支援センターなどで共有し、より円滑に支援するためのものです。

担当地域の地域包括支援センター等の職員が、高齢の方の自宅を定期的に個別訪問し、見守り等の支援を行います。

4 コミュニティにおける連携、名簿の活用の事例

(1) 塙山学区住みよいまちをつくる会



はなやま安心カード

要支援者やそれ以外の様々な高齢者(270人)の情報カードです。緊急連絡先と、同意してもらえる方には勤務先も書いてもらっています。

以前、サロンに参加していた方の具合が悪くなり、緊急連絡先が分からずに困った経験があったためです。せめて、サロンに参加する方だけでも、緊急連絡先を把握しておこうと考えたのが、きっかけです。

災害時に役立つ防災訓練

塙山学区防災訓練では、民生委員は高齢者の声掛けや安否確認を重点的に行っています。

避難誘導は、福祉局を中心に近隣協力者やPTA、子ども会などにも声を掛け、多くの人が少しずつ役目を持つ仕組みづくりをしています。

塙山学区の日常の支援体制



コーディネーター

福祉コーディネーター

サロン開設・運営

福祉かわら版配達



相談対応

生活支援相談員

暮らしサポート

コミュニティケア会議

さまざまな活動を通して、平常時から要支援者をサポートしています。

移送サービス

訪問活動



元気支援

福祉マップ

声かけ・見守り

買物支援

スポーツ・パソコン
囲碁・将棋

災害発生時の支援体制

塙山学区災害対策本部

災害時組織体制	支援活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副会長 ・ 局長 ・ 部長 ・ 福祉局（民生委員） ・ 安全安心局 ・ 楽集局 ・ 創夢局 ・ 地球局 ・ 情報局 ・ 事務局 ・ 地区代表 ・ 各種団体 ・ 学区内企業（災害時応援協定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部設置 ・ 避難所運営 ・ 声掛け ・ 避難誘導 ・ 救護 ・ 炊き出し ・ 避難者対応 ・ 救援物資配給 ・ 情報収集と提供

- ・ 福祉局、民生委員が協力して、要支援者への声掛けと誘導を担当します。
- ・ 災害対策本部から、避難を支援する人と救護車を出します。
- ・ 毎年行う塙山学区防災訓練で実践し、災害時に備えています。

(2) 日高学区市民自治会

要支援者の登録について

- ・ 登録希望があった対象者に、担当地区の民生委員が訪問面接し、見守りチームづくりや台帳登録の希望の有無などを聞き取り、名簿を作成します。
- ・ コミュニティ活動等により登録希望者を発見した場合や、相談窓口につながった場合などは、民生委員に連絡し、民生委員が訪問調査し、市福祉総務課を通して台帳登録をします。（交流センターには、福祉の相談窓口が設置されています。）
- ・ 防災訓練時に、自治委員（町内会長）が、町内各家庭の家族人数、災害時に支援が必要な人がいるかどうかなどを調査し、本部に報告する緊急連絡訓練を実施し、要支援者の把握に努めます。

災害発生時の対応

事前に支部協力員や民生委員と相談して避難の方法等について決めておきます。



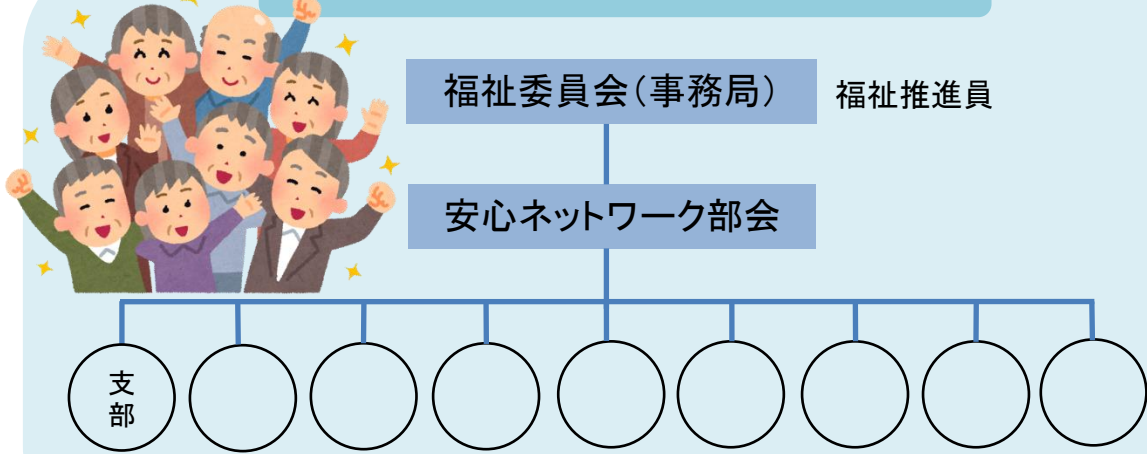
支部協力員や民生委員が安否確認を行い、必要があれば避難支援や通報など、学区の災害対策本部と協力しながら、できる活動を行います。（支部協力員などの安全優先）



コミュニティ（災害本部）と協力しながら、要支援者などに対して、水や食料の援助、情報の発信、困りごと相談、片付け作業などの援助を行います。

安心ネットワーク

日高学区市民自治会(コミュニティ)



各支部(9支部)に支部福祉協力員(各3~7人)、民生委員

福祉推進員の役割

書類の整理、保管、市社協や地域包括支援センターとの連絡事務を行います。

支部協力員の役割

原則として毎月1回、ごみ袋、「日高ふくしだより」などを持参し、安否確認訪問を行います。問題を感じたときは、民生委員、支部責任者、福祉推進員などに報告し対策を検討します。

民生委員の役割

登録希望者宅を訪問し、必要事項を確認し、チームをつくることを決定します。該当する支部の責任者と協議し、担当者にふさわしい支部協力員に依頼し、ネットワークチームをつくりま

こんなことをやっています！

- ・ ひとり暮らしのお年寄りは、話し相手や相談相手を欲しています。必要があれば訪問を増やしています。訪問を好まない対象者については、訪問を減らすことも検討します。
- ・ 庭木や草の管理、掃除、ゴミ出しや片付け、家具修理、移動など有料ボランティアを含め、何でも屋的な活動を増やしていくことも検討しています。
- ・ 巡回安全サービスの実施や緊急時物品の整理箱「付き添いさん」の配置などを行っています。
- ・ 見守り対象者が閉じこもりにならないように、高齢者対象の様々な事業への参加を呼び掛けています。
おげんきクラブ(ふれあいサロン)、にこにこクラブ(ふれあい健康クラブ)、配食サービス、市社協巡回サービス事業、シルバー体操教室、健康講座など

5 資料編

(1) 日立市避難行動要支援者名簿取扱要領

日立市避難行動要支援者名簿取扱要領

平成29年12月14日制定

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて市長が作成する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するために必要な支援を地域の中で受けられる体制を整備し、もって市民が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(名簿への記載)

第2条 市長が名簿に記載する者は、本市において在宅で生活をする要配慮者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護状態区分が要介護3以上の者
- (2) 市の緊急通報システムを設置している者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である者
- (4) 療育手帳の交付を受け、その障害の程度が㊸又はAである者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である者
- (6) 65歳以上のひとり暮らしの者（自ら避難することが困難なものに限る。）
- (7) 前各号に掲げる者のほか、必要と認める者

2 前項第6号及び第7号に掲げる者については、本人又は代理人から名簿への記載を希望する旨の申出があった場合に、民生委員児童委員の協力を得て避難能力、生活状況等を調査し、調査の結果必要と認められるときに、名簿に記載するものとする。

3 前項に規定する申出は、避難行動要支援者名簿記載希望申出書兼同意書（別記様式。以下「申出書兼同意書」という。）に必要な事項を記入し、市長へ提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定に基づいて名簿に記載した場合は、当該申出者が提出した申出書兼同意書の副本を作成し、これを当該申出者に交付するものとする。

(名簿情報の提供に係る同意)

第3条 前条第3項の規定は、避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に係る同意の意思表示について準用する。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、第2条第3項（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて申出書兼同意書の提出があった場合は、当該本人の名簿情報を次の各号に掲げるものに対し、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。

- (1) 日立市コミュニティ推進協議会の単会

- (2) 民生委員児童委員
 - (3) 社会福祉法人日立市社会福祉協議会
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの
- 2 前項に規定する名簿情報の提供は、当該本人に係る申出書兼同意書の副本を交付することにより行う。この場合において、市長は、当該避難支援等関係者に対し、当該名簿情報を他に漏らしてはならないことを通知するものとする。
- 3 第1項各号に掲げるものその他名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらであった者は、名簿情報の漏えい、紛失等があった場合は、直ちにその旨を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、名簿情報の提供に係る同意が取り消された場合は、速やかに当該本人に係る名簿情報の提供を中止するものとする。
- 5 市長は、前項の規定に基づいて名簿情報の提供を中止した場合は、必要に応じて当該名簿情報の提供に係る同意を取り消した者及び第1項各号に掲げるものに連絡するものとする。

(記載事項の変更)

第5条 申出書兼同意書を市長へ提出した者は、当該申出書兼同意書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、名簿の記載事項を修正するものとする。
- 3 前条第5項の規定は、記載事項の変更について準用する。

(名簿からの抹消)

第6条 市長は、名簿に記載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、適切な時期に名簿から抹消するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- (4) 第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときその他相当と認めるとき。

2 第4条第5項の規定は、名簿からの抹消について準用する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から適用する。
(災害時等要援護者台帳取扱要領の廃止)
- 2 日立市災害時等要援護者台帳取扱要領(平成21年7月15日制定)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の適用の際現に廃止前の災害時等要援護者台帳取扱要領第5条の規定により保管されている登録台帳は、この要領第2条第3項(第3条において準用する場合を含む。)の規定により提出された申出書兼同意書又はこの要領第4条第2項の規定により交付された申出書兼同意書の副本とみなす。

避難行動要支援者名簿 記載希望申出書兼同意書(新規・変更)

コミュニティ				個人番号	
フリガナ 氏名	男 女	生年月日	明・大・昭・平・西暦 年 月 日		世帯状況(本人含む) 人
住 所	日立市		TEL		
			FAX		
登録要件	①要介護 3・4・5 ②緊急通報システム ③身体障害 級(視覚・聴覚・上肢・下肢・体幹・人工透析・その他()) ④療育手帳 判定 ⑤精神障害 級 ⑥ひとり暮らし ⑦その他()				
かかりつけ病院等	病院名	① Tel			
		② Tel			
緊急時連絡先	①氏名 (続柄)		②氏名 (続柄)		
	住所		住所		
	TEL		TEL		
避難時に配慮しなくてはならない事項	あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない				
特記事項					

- 1 私は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、必要な避難支援等を受けたいので、避難行動要支援者名簿への記載を希望します。
 なお、避難支援等は、避難支援者自身や家族等の安全確保が前提であることから、状況により災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないことを理解しました。
- 2 私は、この申出書の内容が、学区・地区コミュニティ、民生委員、日立市社会福祉協議会へ提供されることに同意します。
- 3 私は、地域の方と相談し、必要と認められた場合は、あんしん・安全ネットワークチームによる定期的な見守り、安否確認を希望します。
- 4 私は、市が必要と認めた場合は、ひとり暮らし高齢者基本台帳に登録し、担当地域の地域包括支援センター等の職員による戸別訪問を希望します。
 以上申し出ます。

年 月 日

日立市長 殿
(社会福祉課扱い)

代理人住所
氏名 (続柄)

本人氏名 _____

(2) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要(内閣府)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したもの。

<構成と主な内容>

第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。
(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求められることができること)

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- ・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。

(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)



(2) 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。



(3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- ・ 安否確認を外部（民間企業、福祉事業者）に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。



(4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。

第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、

- ・ 高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと
- ・ 民間団体等（民間企業、ボランティア団体等）との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検すること

などを適切に取り組むこと

(3) 避難情報の概要(内閣府)

市から発令される避難情報について確認しましょう。
避難情報には、以下のものがあります。

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合

避難準備・ 高齢者等避難開始

- ・ いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は避難を開始しましょう。
- ・ 避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

- ・ 避難場所へ避難をしましょう。
- ・ 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所へ避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示(緊急)

- ・ まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。
- ・ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※ 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

(4) 要支援者への配慮

避難行動要支援者は、災害時に適切な行動がとりにくい個々の特徴があります。その特徴を十分に認識し、配慮する必要があります。

高齢者

体力が衰えて行動能力が低下しています。また、認知症高齢者は自分で危険を判断し、行動することが困難です。個人差が大きいので十分配慮が必要です。

視覚障害者

視覚による異変・危険の察知が不可能な場合または瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独ですばやい避難行動がとれません。避難行動について事前に確認しておきましょう。

聴覚障害者

音声による避難・誘導の指示が認識できません。自分の身体状況などを伝える際の音声による会話が困難です。どのような方法で（口話・筆談等）コミュニケーションを取ればよいか確認しましょう。

肢体不自由者

自力歩行やすばやい避難行動が困難です。障害の部位や程度によって、自分自身で行動できることが異なります。介助の方法には個人差があるので、確認しておきましょう。

知的障害者

異変・危険の認識が不十分な場合や災害発生に伴い精神的動揺が激しくなる場合があります。ご家族や支援者などと避難行動について早めに相談しておきましょう。

精神障害者

多くは自分で危険を判断し、行動することができます。災害発生に伴って精神的動揺が激しくなる場合がありますが、広い気持ちで対応しましょう。

(5) 日立市災害時等要援護者台帳に係る運用指針等検討委員会要綱

日立市災害時等要援護者台帳に係る運用指針等検討委員会要綱

(設置)

第1条 災害時等要援護者台帳（以下「台帳」という。）の適切な運用を図る等のため、日立市災害時等要援護者台帳に係る運用指針等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、台帳に係る次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 運用指針
- (2) 申請書様式、案内チラシその他の委員会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 日立市連合民生委員児童委員協議会の代表
- (2) 日立市コミュニティ推進協議会の代表
- (3) 日立市社会福祉協議会の職員

2 委員会は、委員13人で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、保健福祉部社会福祉課に置く。

- 2 事務局は、委員会に係る庶務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

東日本大震災を振り返って(検討委員会委員の視点から)

あのときは、集まれる者だけ交流センターに集まり、安否確認が必要な世帯を回って安全を確認しました。個人個人ができるのはそこまでで、水、食料等の不足については、できることは少なかったと記憶しています。



教訓として、避難行動要援護者名簿があっても、地域の人たちが連携し、組織として機能する体制がないと、どうしようもないということです。

日立市災害時等要援護者台帳に係る 運用指針等検討委員会

委員長

日高地区民生委員児童委員協議会

宇佐美 吉郎

副委員長

大久保学区コミュニティ推進会

作山 英一

委員

駒王地区民生委員児童委員協議会

水庭 亮三

助川地区民生委員児童委員協議会

久米 登

多賀北地区民生委員児童委員協議会

高畠 修一

多賀中地区民生委員児童委員協議会

照沼 由喜夫

豊浦地区民生委員児童委員協議会

小林 恵美子

十王地区コミュニティ推進会

菊池 誠

仲町学区コミュニティ推進会

藤田 とし子

塙山学区住みよいまちをつくる会

瀧口 恵子

水木学区コミュニティ推進会

古川 悦子

久慈学区コミュニティ推進会

五来 健夫

日立市社会福祉協議会

宮本 淳

発行 日立市
平成30年1月